

# 「富山米」消費拡大推進事業のうち「スポメシ」業務委託仕様書

## 1 委託業務名

「富山米」消費拡大推進事業のうち「スポメシ」業務

## 2 委託業務の目的

県内の若い世代に米の良さを啓発し、ご飯を食べてもらう運動として令和4年度から実施している「スポメシ」事業を継続し、各種スポーツ大会や米飯販売店等でのPR活動を展開するとともに、「スポメシ」の取組をスポーツに取組む県民等に向け更に広める。

## 3 委託期間

契約日から令和7年3月10日（月）

## 4 委託費上限額

金4,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 5 委託業務の内容

### （1）PR活動の展開

- ・「スポメシ」の取組を県民に広めるための広報活動を展開すること
  - ※県内スーパー等米飯販売店でのPR、コラボ商品・メニュー等の提供を想定
  - ※ジュニアスポーツクラブや各種スポーツ大会とのコラボも可能
  - ※「スポメシ」の動画を新たに制作する場合は、下記要件を満たすこと
    - ①栄養士など専門家の意見等エビデンスに基づき、スポーツをする上での体づくりや長期の体づくりにご飯食が良いことを啓発する内容とすること
      - 例) パンやパスタに比べ、脂質量が少ないこと、消化によいこと、運動前後に食べても内臓に負担がかからないことなど。
    - ②スポーツに取り組む県民や子供たちとその保護者をターゲットとした動画内容とすること
      - 例) 県内ジュニアスポーツチーム、プロスポーツチームの食事に焦点を当て、ご飯食を啓発する内容とする、等
    - ③テレビ放映を実施する場合、時期は9月中旬頃（新米に合わせて）とし、放映する媒体、動画の時間、数（種類）は受託業者と協議して決定する。（県内ケーブルテレビ等でのジュニアスポーツ大会番組での放映やSNS等を想定）
  - ※昨年度までに作成した「スポメシ」動画も可能な限り活用すること（プロスポーツチームや専門家との契約継続等を含む）

### （2）越中とやま食の王国ホームページ等への情報掲載

- ・（1）の成果物について、県の管理する既存のホームページ内に特設ページを設け掲載すること
  - ※ページの作成に当たっては、当該ホームページの運営受託者と協議し、必要に応じて再委託すること
- ・県が管理するSNSでも動画や画像を活用できるようにすること

### （3）その他事業の達成のために必要な業務

## 6 企画提案にあたっての留意点

- ・「富山米」や米の良さを伝え、消費拡大につながる提案を行うこと。
- ・「越中とやま食の王国ホームページ」（運用管理については別契約）や、県公式SNS（広報課 Twitter・Instagram、食の王国 Facebook 等）も活用した提案を行うこと。
- ・放映、PR販売等の時期については、効果的な時期を提案すること
- ・業務実施体制（過去の実績を含む）を明記すること。

## 7 提出物

- (1) 工程表（契約後速やかに提出すること）
- (2) 実績報告書
  - ・スケジュール及び実績
  - ・業務により撮影した主な映像素材及び制作したデータを収録したDVD 1点
  - ・動画データを収録したDVD 3枚  
＜ファイル形式＞：パソコン、大画面モニターでの表示に適したもの  
SNSへの掲載に適したもの
  - ・収支精算書 等

## 8 納品（提出）期限

令和7年3月10日（月）

## 9 注意事項

- (1) 仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で、協議により追加、修正、削除することがある。
- (2) 本業務により取得した個人情報、富山県に無断で第三者に提供することはできない。
- (3) 実施計画の策定にあたっては、富山県その他関係者と密に連携を図ること。
- (4) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、県が保有するものとする。
- (5) 成果品については、原則として富山県が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができるものとする。但し、制作の都合上やむを得ず、著作権を富山県に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に県市場戦略推進課に申し入れを行い、了解を得ること。富山県に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、県と協議すること。
- (6) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、受託者と県が必要に応じて協議するものとする。